

「災害復旧事業者ローン」取扱期間の延長について

内 容

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

氷見伏木信用金庫（理事長 太田 栄幸）は、今般の地震の影響による被害に対する復旧復興とそれに伴う資金繰り等に関するご相談、ご要望にお応えするため下記のとおり特別融資の取扱期間を延長しますので、お知らせいたします。

災害復旧事業者ローンの概要

商 品 名	災害復旧事業者ローン
お 取 扱 期 間	令和6年12月30日（月）まで
ご利用いただける方	令和6年能登半島地震により事業への影響や設備等の損壊等の被害を受けられた、法人および個人事業主の方（罹災証明書は不要）
お 使 い み ち	災害復旧とそれに伴う運転資金・設備資金
ご 融 資 利 率	当金庫基準金利から 0.30%の優遇金利を適用
ご 融 資 の 条 件	①り災証明の取り受けを不要と致します。 ②最大1年間の元金据置が可能です。 ③融資金額および期間は申出内容に応じ対応致します。

お問合せ先

氷見伏木信用金庫業務部

担当者：喜多・田嶋（電話）0766-74-4101